

令和5年度

第10回観音寺市農業委員会定例会

議 事 録

令和6年1月22日開会

観音寺市農業委員会

観音寺市農業委員会定例会議事録

1 開催日時 令和6年1月22日(月) 午後1時30分～午後2時30分

2 開催場所 観音寺市役所4階 会議室

3 出席委員 19人

- 1番 合田 政光 (会長)
- 2番 森川 敏博
- 3番 高橋 章
- 4番 高橋 啓二
- 6番 大西 恒利
- 7番 豊田 敏計
- 8番 篠原 元良
- 9番 山岡 都男
- 10番 石川 豊
- 12番 久保 省治
- 14番 小出 由弘
- 15番 石川 太郎
- 16番 大西 哲治郎
- 17番 田中 光雅
- 18番 合田 朝子
- 19番 齋藤 律男 (副会長)

4 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について<農業委員会許可>

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について<香川県知事許可>

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について<香川県知事許可>

議案第4号 非農地証明について <農業委員会許可>

議案第5号 観音寺市農用地利用集積計画(案)について

議案第6号 農地中間管理事業 農用地利用集積等促進計画(案)について

5 農業委員会事務局等出席者

事務局長	森川 省三
事務局次長(農政管理係長)	片桐 崇之
事務局主任(農地係長)	石井 盟人
公益財団法人香川県農地機構 農地集積専門員	大喜多 幸治

6 会議の概要

(午後1時30分 開会)

事務局長 ただ今から令和5年度観音寺市農業委員会第10回定例会を開会いたします。本定例会は、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規程に基づき、現に在任する委員19人の過半数である16人が出席されておりますので、成立していることをご報告いたします。それでは、合田会長、議事進行をよろしくお願いいたします。

議長(会長) ただ今から、議案審議に入りたいと思いますが、その前に、観音寺市農業委員会総会会議規則第20条第2項に基づき議事録署名委員を2名指名させていただきます。

署名委員さんは3番 高橋 章 委員、並びに15番 石川 太郎 委員のご両名にお願いします。

それでは、これより議事に入ります。「議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について」議題といたします。それではこれより議事を始めます。今回、受付番号2番で森川敏博委員の案件がありますので、それ以外を先に審議し、その後案件2番を審議します。

事務局より説明をお願いします。

農地係長 議案第1号農地法第3条第1項の規定による許可申請について

別紙記載の農地法第3条第1項の規定による許可申請については、農地法第3条第2項の各号に該当しないので、許可する。

令和6年1月22日農業委員会会長からの提出です。

申請件数は10件です。

議案書3ページをご覧ください。

1番の譲渡人は、相続により農地を取得したものの、非農家であることから農地を手放したいと考えておりました。そこで、周辺農地を営農している譲渡人と相談し、有償の所有権移転をすることで話がまとまったものです。

譲受人は、本件により経営規模の拡大を図るものです。

3番の譲渡人は年齢等から経営縮小を考えていたところ、規模拡大意向であった譲受人と有償の所有権移転をすることで話がまとまったものです。

譲受人の議案書での経営面積が空欄ですが、別世帯の親名義の農地を営農しております。申請地ではアスパラガスの作付けを予定しており、問題ないものと考えます。

4番の譲渡人は非農家であり、農地の処分を検討しておりました。そこで、申請地の隣接農地を営農している譲受人に打診し、有償の所有権移転をすることで話がまとまったものです。

譲受人の議案書での経営面積が空欄ですが、譲受人とその息子と営農しているものの、農地を息子名義にしており、また、住民票上は譲受人と息子が別世帯のためです。実際には一体の経営体として営農を行っております。今後、隣接農地とともに営農していくとのことで問題ないものと考えます。

5番の譲渡人は県外在住で、管理に苦慮しておりました。一方で、譲受人は申請地の道向かいにて居住しており、申請地が荒廃することが望ましくないと考えておりました。そこで、今後譲受人が管理していくこととなり、無償の所有権移転をすることで話がまとまったものです。

譲受人は経営農地がありませんでしたが、申請地が不整形で面積も小さいこと、このままでは荒廃する可能性が高いことから、総合的に考えて許可相当と判断するものです。

6番は親子間の生前贈与の案件です。申請地は譲渡人の唯一の所有農地で、特に問題ないものと考えます。

7番の申請は、譲受人が譲渡人から土地建物を取得する際に、隣接する申請地も合わせて取得するよう求められたためです。本申請に際し、適切に農地を管理するよう申請書と営農計画を受けて

おり、問題ないものと判断するものです。

8番の申請地の隣接地が譲受人の農地であり、また、申請地の形状と規模から単独で利用すること適さないことから、譲受人に有償の所有権移転をすることで話がまとまったものです。

9番の譲渡人は、県外在住で農地の管理に苦慮しておりました。そこで、近隣で営農している譲受人に無償の所有権移転をすることで話がまとまったものです。譲受人は認定農業者の父であり、経営体として経営規模の拡大を図るものです。

10番の譲渡人は、県外在住で農地の管理に苦慮しておりました。そこで、譲受人に相談し無償の所有権移転をすることで話がまとまったものです。

2番以外の議案第1号については以上でございます。ご審議よろしくお願いたします。

議長（会長） 事務局の説明が終わりましたので、担当地区の委員より補足説明をお願いしたいと思います。1番について、森川 敏博 委員 補足説明をお願いします。

森川委員 別に問題ありません。

議長（会長） 3番について、富田 敏弘 委員は欠席のため、私から説明します。特に問題ないと聞いております。

議長（会長） 4番について、大西 恒利 委員 補足説明をお願いします。

大西委員 別に問題ありません。

議長（会長） 5番、6番について、久保 省治 委員 補足説明をお願いします。

久保委員 別に問題ありません。

議長（会長） 7番から9番について、大西 哲治郎 委員 補足説明をお願いします。

大西委員 別に問題ありません。

議長（会長） 10番について、田中 光雅 委員 補足説明をお願いします。

田中委員 別に問題ありません。

議長（会長） 地区委員さんより補足説明がありましたら全体で何かご意見等ありませんか。
全委員 異議なし。

議長（会長） それでは、議案番号1の受付番号2が、森川委員の関係案件であり、農業委員会等に関する法律31条の議事参与の制限の案件にあたりますので、森川委員は退席をお願いします。全員異議がないようですので、議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」は、許可することに決定いたします。

次に、議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」議題といたします。それでは、事務局より説明をお願いいたします。

農地係長 失礼いたします。それでは、議案第2号について説明させていただきますので、議案書の6ページをご覧ください。

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、別紙記載の農地法第4条第1項の規定による許可申請については、同法第4条第3項の規定に基づき、許可の意見書を付して知事に進達する。

令和6年1月22日農業委員会会長からの提出です。

申請件数は1件です。

1番の申請者は横山 正則様です。

転用目的は共同住宅の建築です。

申請場所は、出作町字西側240番1で中部中学校から東約500mに位置し、市道堂之本線に接する都市計画内非線引き地域の第2種農地であり、転用面積は地目が田209㎡です。併せ地は宅地792.3㎡、合計で1001.3㎡です。

利用計画ですが、共同住宅2棟、駐輪場1棟、ボンベ庫1棟の合計307.75㎡です。

資金計画は、造成費800万円、建築費1億870万円で、合計1億1670万円を借入金で賄うものです。

申請地周辺は学校も近く生活環境が良いため、老後の生活費にするためと申請者はアパート建築を検討していました。今回自己所有地の中で宅地と隣接しているところを選び、転用申請に至りました。

議案第2号については以上であります。ご審議よろしくお願いいたします。

議長（会長） 事務局の説明が終わりましたので、担当地区の委員より補足説明をお願いしたいと思っております。1番について、高橋 章 委員 補足説明をお願いします。

高橋委員 別に問題ありません。

議長（会長） 地区委員さんより補足説明がありましたが、全体で何かご意見等ありませんか。

全委員 異議なし。

議長（会長） 特にないようですので、議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」は、意見書を付して知事に進達します。

次に、議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」議題といたします。それでは、事務局より説明をお願いいたします。

農地係長 失礼いたします。それでは、議案第3号について説明させていただきますので、議案書の8ページをご覧ください。

失礼いたします。それでは、議案第2号について説明させていただきますので、議案書の5ページをご覧ください。

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、別紙記載の農地法第4条第1項の規定による許可申請については、同法第4条第3項の規定に基づき、許可の意見書を付して知事に進達する。

令和6年1月22日農業委員会会長からの提出です。

申請件数は3件です。

1番の申請者は藤村 守隆様です。

転用目的は農家住宅で、有償の所有権移転をしようとするものです。

申請場所は、坂本町五丁目甲1464番1外1筆で中部中学校から西約300mに位置し、市道粟井駅南線に接する都市計画用途地域第一種住居地域の第3種農地であり、転用面積は地目が田749㎡です。

利用計画ですが、住宅件納屋336.18㎡で土地利用率は44.88%です。

資金計画は、土地代1250万円、造成費350万円、建築費4000万円で、合計5600万円を自己資金で賄うものです。

所有農地の多い柞田地区付近で住宅用地を選定したところ、所有者と話がまとまり、転用申請に至りました。

2番の申請者は吉岡八幡宮 代表役員 宮本 佳史様で、観音寺市吉岡町に主たる事務所を置きS28年設立で、吉岡八幡の運営、資産管理を営む法人です。

転用目的は露天駐車場で、有償の所有権移転をしようとするものです。

申請場所は、吉岡町字道下700番2で一ノ谷小学校から北西約800mに位置し、市道出作本大線に接する都市計画内非線引き地域の第2種農地であり、転用面積は地目が田293㎡です。併せ地は宅地828.99㎡、合計で1121.99㎡です。

資金計画は、土地代200万円、造成費380万円、建築費120万円で、合計700万円を借入金で賄うものです。

一の谷川の拡幅工事のためごみステーションを自治会館横に移設しました。それにより、吉岡町自治会館の駐車場が狭くなり、拡張を検討していたところ、隣接地の所有者と話がつき転用申請に至りました。

3番の申請者は藤田 崇様です。

転用目的は分家住宅で、使用貸借権を設定しようとするものです。

申請場所は、大野原町丸井字豊光314番1で旧紀伊小学校から東約100mに位置し、国道377号に接する都市計画区域外の第2種農地であり、転用面積は地目が田298㎡です。

利用計画ですが、居宅1棟2階建66.47㎡で土地利用率は22.31%です。

資金計画は、建築費2800万円を自己資金で賄うものです。

現在、借家で妻と子ども二人と生活していますが、子どもの成長に伴い借家が手狭になったので、妻の実家近くの農地を転用する計画になり、義理の父親の土地を選び転用申請に至りました。

議案第3号については以上であります。ご審議よろしくお願いいたします。

議長（会長） 事務局の説明が終わりましたので、担当地区の委員より補足説明をお願いしたいと思います。
1 番について、私から補足説明します。別に問題ありません。

議長（会長） 2 番について、高橋 啓二 委員 補足説明をお願いします。

高橋委員 別に問題ありません。

議長（会長） 3 番について、小出 由弘 委員 補足説明をお願いします。

小出委員 別に問題ありません。

議長（会長） 地区委員さんより補足説明がありましたが、全体で何かご意見等ありませんか。

全委員 異議なし。

議長（会長） 特にないようですので、議案第 3 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」は、意見書を付して知事に進達します。

次に、議案第 4 号「非農地証明願いについて」を議題といたします。それでは事務局より説明をお願いいたします。

農地係長 それでは議案第 4 号について説明させていただきますので、議案書の 10 ページをご覧ください。

議案第 4 号非農地証明願いについて、別紙記載の非農地証明については、観音寺市非農地証明に係る事務処理要領により、承認する。

令和 6 年 1 月 22 日農業委員会会長からの提出です。

申請件数は 1 件です。

1 番の申請は、観音寺市室本町字東丸山で高室小学校から西に約 530m に位置し、登記地目は畑、現況地目は山林、面積が 608 m²です。

これまでの調査において再生利用が困難な土地に指定されており、また、過去の航空写真により、少なくとも平成 15 年には山林化していることが確認できることから、非農地の認定基準の

「耕作不適当等のやむを得ない事情により、20 年以上にわたり耕作放棄されたため自然潰廃し、農地としての復旧が著しく困難になった土地」

に該当するものです。

議案第 4 号については以上であります。ご審議よろしくをお願いいたします。

議長（会長） 全体で何かご意見等ありませんか。

全委員 異議なし。

議長（会長） 特にないようですので、議案第 4 号「非農地証明願いについて」は、承認します。次に、議案第 5 号「観音寺市農用地利用集積計画（案）について」を議題といたします。それでは事務局より説明をお願いいたします。

事務局次長（農政管理係長） 失礼します。

議案第 5 号について説明いたします。議案書の 12 ページをご覧ください。

議案第 5 号 観音寺市農用地利用集積計画(案)について

別紙記載の、観音寺市農業経営基盤強化促進基本構想に基づく「観音寺市農用地利用集積計画(案)」について、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 5 条及び第 10 条の規定により原案のとおり決定する。

令和 6 年 1 月 22 日 農業委員会 会長からの提出です。次の 13 ページをご覧ください。

これは 12 月 1 日までに提出された個人間による利用権設定の総括表で、令和 6 年 1 月 31 日 公告(案) になります。

それでは、今月の地区ごとの 設定面積の合計を報告させていただきます。

観音寺地区	0 m ²	豊田地区	1,044 m ²
高室地区	2,059 m ²	栗井地区	1,622 m ²
常磐地区	11,996 m ²	一ノ谷地区	2,066 m ²
柞田地区	9,297 m ²	大野原地区	27,671 m ²
木之郷地区	2,815 m ²	豊浜地区	2,903 m ²

です。合計、現況地目で田 65 筆、畑 1 筆、合計面積 61,473 m²において賃借権などの 設定が

提出されました。（継続 56 筆、新規 10 筆） 農地の貸付人、借受人等につきましては、14 ページから 29 ページに記載しております。

今月は 29 件の申出があり、賃貸借が 36 筆、使用貸借が 30 筆ありました。

一部、17 ページの申請番号 109-287 の利用権の設定において、借受人で経営面積のない人がいます が、この方は新規就農者として新たに農業者として登録した方で野菜を栽培する予定です。それ以外 については、内容に問題などは見当たりませんでした。

それ以外の今回の貸借について、特に疑義となる案件はありませんでしたので、個々の説明は省略し ます。

次に 30 ページをご覧ください。

こちらは、農地中間管理権設定による農用地利用集積計画総括表になります。

これは、香川県農地機構を通じた申し出を集計したもので、令和 6 年 1 月 31 日 公告(案)になります。

それでは、今月の農地機構を通じた農地の貸借について、地区ごとの集積面積を報告させていただきます。

観音寺地区	3,097 m ²	豊田地区	3,661 m ²
高室地区	0 m ²	栗井地区	3,963 m ²
常磐地区	0 m ²	一ノ谷地区	0 m ²
柞田地区	2,922 m ²	大野原地区	23,483 m ²
木之郷地区	0 m ²	豊浜地区	11,637 m ²

です。合計、現況地目で田 48 筆、畑 4 筆、合計面積 48,762 m²において賃借権などの 設定が提出されました。（継続 3 筆、新規 49 筆）

農地の貸付人、借受人等につきましては、31 ページから 40 ページに記載しております。

今月は 20 件の申出があり、賃貸借が 27 筆、使用貸借が 25 筆ありました。

一部、39 ページの申請番号 109-219 の使用貸借の設定において、期間借地の設定がされており、全て

9 月～4 月の期間で借受人が野菜をすることとなっており、この期間以外は所有者が耕作する予定となっ ております。これら以外は通常の貸借となっております。

貸付者から農地機構、機構から借受者へ同日付で転貸され、令和 6 年 1 月 1 日 付で設定される予 定の貸借となります。

議案第 5 号の説明については、以上で終わります。ご審議よろしくお願ひします。

議長（会長） 事務局の説明が終わりましたが、議案第 5 号について何かご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

議長（会長） 特にないようですので、議案第 5 号「観音寺市農用地利用集積計画（案）について」に対する意見は、「特になし」ということで決定させていただきます。

引き続きまして、議案第 6 号「農地中間管理事業農用地利用集積等促進計画（案）について」議題といたします。事務局より説明をお願いします。

事務局次長（農政管理係長）

失礼します。

議案第 6 号について説明いたします。議案書の 41 ページをご覧ください。

議案第 6 号 農地中間管理事業 農用地利用集積等促進計画(案)について

別紙記載の、農地中間管理機構の作成する「農用地利用集積等促進計画(案)」について、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 3 項の規定に基づき、観音寺市農業委員会の意見を 聴取する。

令和 6 年 1 月 22 日 農業委員会 会長からの提出です。

香川県農地機構を通じた貸借については、基本的に集積と配分が一括方式という部分は地域計画策定

までは従前通りであり、また、機構の行う賃借権の設定についても、農用地利用集積等促進計画(案)を県知事が審議・公告することにより耕作者へ貸し付けられます。

今回は、農地利用権の移転等に伴う 1 件です。

所有者の意向により、機構専門員と相談し、農地の借受人を探したり、借受人の解約や農地の拡大
大意
向等により、機構専門員を通じて権利移転が成立したりしたものになります。

詳しい権利の移転については 42 ページに記載しております。

権利の移転にかかる契約期間の終期は同じで、始期だけが今回新たに借受人になった方に移転した日
た日 で更新されております。

今後の手続きについて、本定例会における農業委員会の意見を農地機構が集約し、促進計画を県
知事

へ提出します。その後、認可・公告を経て、借受予定者へ農地が貸し付けられるのは、令和 6 年 2
月 1 日 からとなります。

議案第 6 号の説明については、以上で終わります。ご審議よろしく申し上げます。

議長（会長） 事務局の説明が終わりましたが、議案第 6 号について何かご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

議長（会長） 特にないようですので、議案第 6 号「農地中間管理事業農用地利用集積等促進計
画（案）について」に対する意見は、「特になし」ということで決定させていただきます。

以上で全ての議案が終了しました。

ご協力ありがとうございました。本日の議題以外に、何かございませんか。

事務局の方から連絡事項等がありましたらお願いいたします。

[連絡事項]

副会長 それでは、以上を持ちまして、令和 5 年度第 10 回農業委員会定例会を閉会いた
します。ご審議お疲れ様でした。

<午後 14 時 30 分閉会>